

安心・安全な畜産物生産のために！！

ポジティブリスト施行後に確認された関係法令の違反事例2例について紹介します。

①開業獣医師の動物用医薬品の無許可製造販売事例について

平成19年8月、熊本県の開業獣医師による、未承認医薬品の無許可製造販売、無診療での要指示医薬品の販売等の事例が以下のとおり確認されました。

- ・未承認医薬品の販売先農家：10道県 181戸（牛172戸、豚9戸）
- ・未承認医薬品の販売先農家等から子牛等の転売を受けた農家の戸数
：11県 96戸（牛88戸、豚8戸）

なお、これらの家畜は出荷自粛、残留検査等により安全性を確認しています。

栃木県内には該当する販売先農家等はありませんでした。

<獣医師のみなさまへ>

上記の事例は、薬事法、獣医師法の規定に抵触するものであり、畜水産物の安全性確保の観点から禁止されています。獣医師として社会的信頼を損なうことのないよう、関係法令の遵守に努めてください。

★動物用医薬品について農林水産大臣の承認を受けずに、又は農林水産大臣の許可を受けていない者が、業として製造又は販売すること → 薬事法第12条に抵触

★自ら診療しないで以下の医薬品を処方すること → 獣医師法第18条に抵触

- ・毒劇薬
- ・生物学的製剤
- ・要指示医薬品
- ・使用規制対象医薬品

～獣医師の診療行為について～

獣医師の行う以下の行為は、承認されている動物用医薬品では治療の効果が期待できない等診療上やむを得ない場合にのみ限定してください。特に食用に供する動物に未承認医薬品を使用する行為は食品安全基本法の観点から厳に慎むようお願いいたします。

- ・医薬品の適用外使用（承認の範囲を超えての使用、人用医薬品の使用等）
- ・個人輸入された医薬品等未承認医薬品の使用

②鶏卵からの合成抗菌剤残留事例について

平成19年6月、岐阜県内の養鶏農家より出荷された鶏卵から、基準値を超える合成抗菌剤のトリメトプリムが検出され、自主回収を含め100万個の鶏卵が回収されました。当該農場では、産卵鶏への投与が禁止されているトリメトプリムを含有する動物用医薬品をロイコチゾン病予防のために投与（使用対象外動物への投与）していたことが確認されました。

<畜産農家のみなさまへ>

以下の行為は薬事法、食品衛生法の規定に抵触するものです。また、①の事例のように、最近インターネットやダイレクトメールを介しての動物用医薬品の流通が散見されていることから、不明な動物用医薬品を購入しないように注意してください。

★容器又は被包に製造業者の氏名等が記載されていない不明な医薬品を使用すること
(事例①より) → 薬事法第83条3に抵触

★食品中に基準値を超える合成抗菌剤が残留すること → 食品衛生法第11条に抵触

★動物用医薬品を使用対象動物以外の動物に使用すること → 薬事法第83条4に抵触

これらを防止するためにも動物用医薬品使用時は以下の点を遵守してください。

～動物用医薬品の適正使用のために～

- (1) 要の表示のある要指示医薬品は、必ず獣医師の指示書内容を確認しましょう。
- (2) 動物用医薬品は添付文書をよく読み、使用対象動物・用法・容量・使用禁止期間等の事項に注意しましょう。
- (3) 動物用医薬品の購入状況や使用状況等を記録・保管しましょう。
- (4) 獣医師の発行する出荷制限期間指示書を厳守しましょう。

動物用医薬品が食用動物に適正に使用されなかった場合、畜産食品や加工品を介して消費者の健康に影響を与える可能性があることを再認識し、安心・安全な畜産物の生産のために関係者が一丸となって取り組みましょう！！

栃木県県央家畜保健衛生所

〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 6-8 E-mail : kenou-khe@pref.tochigi.jp
TEL 028-689-1200 FAX 028-689-1279

～ この県央家保だより及び過去の家保だよりなどは ～

栃木県ホームページ内の「とちぎアグリネット」バナーをクリックし、
「地域情報・出先機関」→「県央家畜保健衛生所」→「家畜衛生情報」をご覧ください。